

第 1 4 9 回八王子市都市計画審議会議事録

〔諮問第 7 号〕

開催日 平成 2 3 年 3 月 3 0 日

八王子市都市計画審議会事務局

会 議 名	第 1 4 9 回八王子市都市計画審議会			
開 催 日 時	平成 2 3 年 3 月 3 0 日（水曜日）午前 1 0 時～午前 1 0 時 3 6 分			
開 催 場 所	八王子市役所 議会棟 4 階 全員協議会室			
出 席 委 員	会 長 梶 山 修 君		会 長 職 務 代 理 森 下 清 子 君	
	1 番 横山 正巳 君		1 1 番 上島 儀望 君	
	2 番 碓井 恵夫 君		1 3 番 井上 訓一 君	
	4 番 中島 正寿 君		1 4 番 染谷 隆 君	
	5 番 吉本 良久 君		1 5 番 森 英治 君	
	6 番 宮瀬 睦夫 君		1 6 番 高木 正友 君	
	7 番 若尾 喜美絵 君		1 8 番 小石 侑子 君	
	8 番 伊藤 裕司 君			
	9 番 山越 拓児 君			
欠 席 委 員	1 0 番 村上 正浩 君 1 2 番 人見 恒夫 君			
市出席職員	副市長 総合政策部長 産業振興部長 環境部長 まちづくり計画部長 交通政策室長 都市計画室主幹 都市計画室主幹	岡部 一邦 小島 敏行 小林 隆宣 岡部 正明 西田 和夫 天賀谷通忠 西山 忠 中邑 仁志	まちなみ整備部長 建築指導課長 建築確認担当主幹 開発指導課長 生活衛生課長	山田 政文 井上 玲 伊藤 泰光 大谷 平行 後藤 正幸
事 務 局	都市計画室主幹 都市計画室主査 都市計画室主査	大野 哲宏 瀬尾 和子 大塚 哲二	都市計画室主任 都市計画室主任 都市計画室主事	岡部 宙 倉田 貴文 逸見 洋平
議 題	諮問第 7 号 八王子都市計画地区計画元八王子町二丁目地区地区計画の変更について			
公開・ 非公開の別	公開			
傍 聴 人	4 9 人			
配 付 資 料	〔事前配付資料〕 ・ 諮問第 7 号 諮問文及び資料 〔机上配付資料〕 ・ 第 1 4 9 回八王子市都市計画審議会次第			

〔午前10時開会〕

◎会長【梶山 修君】 大変お待たせいたしました。定刻になりました。

本日は、お忙しいところお集まりましていただきまして、ありがとうございます。

本日の審議会には、議席番号第10番村上正浩委員、議席番号第12番人見恒夫委員から、事前に欠席の届け出が出ております。

委員定数18名のうち、半数以上の方が出席され、会議が成立しておりますので、これから第149回八王子市都市計画審議会を開会いたします。

審議に入ります前に、1点お知らせいたします。本審議会の傍聴者につきましては、原則、定数40名以内と取り扱いを定めておりますが、本日、傍聴希望者が40名を超えております。会場の状況からも支障がないと判断されますので、定数を超えた方々についても傍聴を認めることといたしますので、よろしくお願いいたします。

.....
◎会長【梶山 修君】 それでは、本日の審議にあたり、配付資料について事務局から説明を願います。

〔事務局配付資料説明〕

.....
◎会長【梶山 修君】 それでは、次第に従いまして、進行いたします。

議事録の署名委員をあらかじめ指名いたします。署名委員は、議席番号順に指名しております。

本日の署名委員には、第14番染谷隆委員と第15番森英治委員にお願いいたします。

.....
◎会長【梶山 修君】 それでは、これより議題に入ります。

本日審議会に諮問されております案件は、諮問第7号の1件でございます。諮問について説明を行った後、委員の皆様にご論議をしていただき、表決を求めるという順序で審議を進めたいと思います。

それでは、諮問第7号について、事務局から案件を朗読させます。

〔事務局案件朗読〕

◎会長【梶山 修君】 続きまして、市側から説明願います。西田まちづくり計画部長。

◎まちづくり計画部長【西田和夫君】 それでは、ご説明いたします。

諮問第7号、八王子都市計画地区計画元八王子町二丁目地区地区計画の変更につきまして、ご説明いたします。

本案件につきましては、八王子市決定の案件でございます。

本地区につきましては、平成22年11月28日に住民及び土地の権利者等の方々を対象とした素案説明会を行い、変更原案を作成いたしました。

最初に、位置につきましてご説明いたします。諮問第7号資料、4ページの位置図をごらんください。

黒の斜線で表示をされている部分が、今回、地区計画の変更を行う区域でございます。本地区は、高尾駅の北方、約2キロメートルに位置する、面積約33.8ヘクタールの区域でございます。

次に、10ページ、変更箇所位置図をごらんください。

本地区は、平成6年に魅力ある都市空間の創出を図ることを目的に、斜線の部分について地区計画を決定しました。その後、平成8年に図に示しております変更箇所の部分、約1.1ヘクタールを追加する形で地区計画の変更を行い現在に至っております。

次に、変更の経緯についてご説明いたします。

昨年9月、地元、ホームスタウン八王子自治会が、土地利用が進まず、未利用地として17年が経過いたしました変更箇所を現実的に検討するために、今までの建築物の用途制限に対し、住宅及び兼用住宅も建てられるようにしようということで、地区計画変更に関するアンケート調査を実施し、ほとんどの方が同意するという結果を得ました。

これを受けまして、ホームスタウン八王子自治会から市長に対して、地区計画変更原案の申出がなされ、土地利用の観点から検討しました結果、周辺居住者などの利便に供する店舗などと住宅が調和した良好な市街地環境の形成を図るために、この地区の変更をするものでございます。

次に、11ページをごらんください。

今回の変更の概要につきましては、①の区域について、公益施設地区からサービス施設地区に変更するものでございます。

次に、変更の内容についてご説明いたします。

変更内容を地区計画書にしたものが、1ページから5ページになりますけれども、ご説明は6ページ以降の資料でさせていただきます。

6ページをごらんください。

土地利用の方針でございますが、日常生活に必要な内容と規模を有する店舗を中心に立地をし、あわせて公益施設を配置する地区である公益施設地区から、幹線道路沿道に位置する立地条件を活かし、周辺居住者などの利便に供する店舗などと住宅が調和する地区である、サービス施設地区に変更するものでございます。

次に、7ページをごらんください。

建築物等の整備の方針でございますが、サービス施設地区として、周辺の環境と調和した店舗などを計画的に配置し、良好な都市環境の形成を図るために、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、高さの最高限度を新たに設け、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限を追加しております。

次に、地区整備計画の変更内容についてご説明いたします。8ページ、建築物の用途の制限をごらんください。

現在の公益施設地区では、店舗、事務所、診療所と、その附属建築物しか建築してはならないことになっておりますけれども、3戸以上の長屋を除いた住宅と第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅を追加するものでございます。

次に、建築物の容積率の最高限度と建ぺい率の最高限度をごらんください。

現在、この変更箇所の用途地域は、第二種中高層住居専用地域で、容積率200%、建ぺい率が60%でございます。隣接する他の地区区分の用途地域は、第一種低層住居専用地域で、容積率80%、建ぺい率が40%であるために、建築物の用途の制限として追加する住宅、兼用住宅に限り、周辺地区と同水準にするために、容積率を100%、建ぺい率を50%にしております。

建築物の敷地面積の最低限度をごらんください。

現在、最低敷地が500平米以上となっているものに、住宅と兼用住宅に限り、周辺地区と同等である170平米を追加するものでございます。

次に、9ページ、壁面の位置の制限をごらんください。

現在、建築物の外壁から敷地境界線までの距離を2メートル以上としているものに、住宅と兼用住宅に限り、周辺地区と同等である規定を追加するものでございます。

次に、建築物の高さの最高限度をごらんください。

現在、規定がないところに15メートルを追加し、住宅と兼用住宅に限り、周辺地区と同等でございます地階を除く階数は2以下、かつ9メートルを新設するものでございます。

なお、諮問第7号につきましては、都市計画法第17条の規定に基づき、平成23年2月28日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

◎会長【梶山 修君】 以上で説明は終わりました。

それでは、審議を始めます。なお、限られた時間の中で、できるだけ多くの委員の方々からご発言をいただきたいと思いますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

では、委員のご発言を求めます。森委員。

◎第15番【森 英治君】 前段説明がございましたのは、地域の方々からご意見をいただいて、こういう案ができたということですから、とてもまちづくりにはよろしいのかなと思います。

建築物の用途の制限という中で、店舗、それから兼用住宅ということが新たにうたわれているんですが、1点気になるところが、最近、墓地とはいいいませんが、何というんですか、お骨の、ロッカー式の施設を都心や八王子市もつくっているんですが、これは何に当たるのかわかりませんが、そういう施設はできないという判断でよろしいですか。

◎会長【梶山 修君】 西山主幹。

◎都市計画室主幹【西山 忠君】 納骨堂のお話でございますけれども、納骨堂につきましては、寺院等に類するものと考えてございますので、できないというふうに考えてございます。

◎会長【梶山 修君】 ほかに。山越委員。

◎第9番【山越拓児君】 自治会の皆さんが、変更に関するアンケートをとって発議をされたということなのですが、ご説明のあった変更内容を練り上げていく上で、住民の皆さんと行政との間での、どういう関係があったのか、もう少しご説明をいただければと思います。

◎会長【梶山 修君】 西山主幹。

◎都市計画室主幹【西山 忠君】 このお話が来る前に、土地の関係で、今空地になっている部分がございます。その部分につきまして自治会の方からお話がありまして、地区計画、また、地区まちづくり推進条例に対します勉強会をしていただきたいということの中で、今年の6月26日に勉強会を実施してございます。また、その後、8月26日なんですけれども、今後のまちづくりに対して、住民の方と意見交換とか、今後のまちの方針等につきまして検討させていただき、それからまた地区計画案についても住民の方と協議をさせていただいて、今回の提案にさせていただいたという形でございます。

◎会長【梶山 修君】 ほかに。若尾委員。

◎第7番【若尾喜美絵委員】 この地域に対しては、ホームスタウンの皆様方より、住環境に影響を及ぼすような墓地が建設されないようにという思いも込められて、こうした地区計画の変更が出されてきたと思うんですけれども、今後、市としては、市民の皆さんが新たに変更を申し入れて実現していこうとしているまちづくりに対して、どのようなコーディネート機能、応援をしていくのかについてお聞かせいただけたらと思います。

◎会長【梶山 修君】 西山主幹。

◎都市計画室主幹【西山 忠君】 今回、ご提案している内容ですけれども、店舗そのものの自体をあきらめたり、そうしているものではございません。あくまで住民の方に資するサービス街区ということの中で、兼用住宅等も加えさせていただいているところでございます。

その中で、先ほどもお話ししたとおり、今まで勉強会も行っております。今回の都市計画審議会でご承認いただいた後、6月に条例の改正を行っていきたいと思っております。その中で、地域の方と、このまちづくりについて実現化へ向けまして、より一層の協力をしていきたいと考えてございます。

◎会長【梶山 修君】 上島委員。

◎第11番【上島儀望君】 会派で現場に2回ぐらい行って、私も見たんですけれども、二種の住宅と店舗、あの街道で必要性があるのかなというふうに思うんですが、その点は住民の方の意見、あるいは役所の意見として、どうですか。それともう一点、あそこは高級住宅として位置づけをされているんですが、平米数が幾らか少ないんじゃないかと思うんですが、それは

既存の平米数と大体同等なのか、その2点。

◎会長【梶山 修君】 西山主幹。

◎都市計画室主幹【西山 忠君】 はい。今現在の中で、当初から第二種中高層でできるスーパーとか、ちょっと広めのコンビニを想定してございます。そのもの自体を、今後とも当然の話ながら、まちづくりの中で進めていきたいという思いはございます。その意味で、今回、同じような形で提案をさせていただいてございます。あくまで、その中に住宅とか、兼用住宅を容認したということでございまして、根本的に地区計画の目標自体を変えたということではございません。あくまで、それを進めていきたいという思いは、住民の方と我々是一緒でございます。

それと平米の関係でございますけれども、確かにこの団地につきましては、同じ、3団地でございますが、大変優良な住宅ということで造成されたところがございます。その意味で170平米というのが、戸建て住宅A地区というところで定まっております。それと同等な面積を今回は有しているということでございまして、決して狭いとは考えてございません。

◎第11番【上島儀望君】 結構なことですが、住民との意思疎通がきちとした中で都市計画ということで伺って安心しているわけですが、もう一つだけ、広域性から、いわゆるサービス産業という形に変わってくるわけ、二種にですね。その点で、住民の中から、ここを公的な避難場所とか、あるいは公園とか、そういう意見はなかったですか、あったですか。

◎都市計画室主幹【西山 忠君】 昨年の11月28日に説明会等を実施してございます。その中では、公園とかというお話はございません。基本的には、皆さん店舗を望まれている部分がございます。ただ、その中で住宅についても容認していきましようというお答えがございましたので、住民の方の総意と私は受けとめてございます。

◎第11番【上島儀望君】 よくわかりました。確かに山が、緑が多くて、非常に静観な、閑静な住宅地ですので、公園とかいうのもあまり必要性がないように私も思っています。そういう意味で、市街化区域の中でできるだけ緑を残すということを基本として、今後も、ひとつ、住民も一緒になって希望しておきます。

終わります。

◎会長【梶山 修君】 中島委員。

◎第4番【中島正寿君】 今回の地区計画変更につきましては、私も少々背景を知っている1人として確認をさせていただきたいと思います。

まず、このたびの、この変更のアンケートにかかっては、大多数の、9割方の世帯、またほとんどの方々から賛同があったということで、まさに異例中の異例であろうと思います。その意味で、住民のご意思で良好な市街地の環境をつくるために、最大に地区の用途を柔軟に、また可能性を拡大していったということが、私は、今回、大きな意義があるのだらうと思っています。こうした事例は、本市で最初の事例ではないかと思うんですけれども、いかがでしょう

か。

◎会長【梶山 修君】 西山主幹。

◎都市計画室主幹【西山 忠君】 おっしゃるとおり、この地区計画の変更でございますけれども、アンケートの結果についてご報告をさせていただきますが、対象者の方が1,005名いらっしゃいます。その中で、874名の回答をいただいております。全体で87%、この回答率は非常に高いと考えてございます。その中で、住宅等も容認する方につきましては、847名の方、84%と非常に高い方にご賛同をいただいております。そして、世帯数につきましては、621世帯中601世帯の方が賛同されております。そして、要件的には、全体の面積にはなりますけれども、81%の方のご了解をいただいた中で、今、進めているところでございます。

そういった意味で、今までの地区計画は我々主体の中で、住民の方とお話をしながらやってきましたけれども、ここまでご賛同いただいたという、ご賛同というと変ですけれども、地元の方が積極的に市のほうに提案されたという例は、本市では今までございません。

◎第4番【中島正寿君】 今、所管のほうより、人数、世帯、また面積において、すべて8割を超えるご賛同をいただいて、今回、こうした地区計画変更に至ったわけでございますが、確認でございます。先ほども建築物の用途の制限というところで、他の委員からも質問がありましたが、まず3戸以上の長屋を除くというのは、つまり、共用部分のない二世帯住宅を想定しているものであると理解していいのか、また、兼用住宅のところでは、喫茶店、クリーニング等、そうしたいろいろなお店を想定したものを誘導していこうという項目なのか、ちょっとその点についてもう一度確認させてください。

◎都市計画室主幹【西山 忠君】 3戸以上の長屋という部分でございますけれども、委員のおっしゃるとおり、ここにつきましては二世帯住宅を考えた中でさせていただいております。その中で、お年寄り息子さんたちが住めて、一定のコミュニティーができるようなものを考えたということでございます。

それと兼用住宅でございますけれども、住宅ができる中でも、サービス街区ということで、将来的には委員がおっしゃったとおり、クリーニング店とか喫茶、また学習塾などもできることで、地域に資するようなものを考えたということでございます。

◎第4番【中島正寿君】 今の所管のお言葉どおり、特にこの兼用住宅につきましては、喫茶店、学習塾等のさまざまな店舗として活用できるような環境づくり、そうしたサポート、後押しをお願いしたいと思います。

今後のことでございますが、住民の大多数の、9割方のご意思というものは、ぜひ事業者にも最大に尊重してもらいたいと、私はそう思っている1人でございますけれども、これは広く、地区計画変更ということと、この文脈で考えたときに、都市計画法では58条の2の3項という、勧告どまりということもございます。今回は、そういうことも課題になるのかなと思いま

すけれども、その点についての所管の所見をお示しいただきたいと思います。

◎都市計画室主幹【西山 忠君】 都市計画の変更につきましては、この状況ですと、まだ勧告どまりでおっしゃるとおりになります。6月の議会の中で、条例案の変更等を上程させていただきまして、実効性のあるものにしていきたいと考えてございます。

◎第4番【中島正寿君】 ぜひ、今、所管の言われたとおり、規制の強化というところでも、目配りをしていただきたいと思います。

最後に副市長からもご所見をいただきたいと思いますけれども、このたびの地区計画変更にかかわる住民のご意思、活動に対する所感を改めてお伺いしたいと思いますし、また今後、市の中にも地区計画の変更で用途の可能性を拡大し得る地域が、私は、今回のホームエストさんのご活動につきましては、よい好例、モデルになるんだろうと思っています。第一義的には、住民のご意思だと思うんですけれども、こうした意思を反映しやすい環境をつくっていくべきだと思うんですけれども、副市長からのご所見をお伺いできればと思います。

◎会長【梶山 修君】 岡部副市長。

◎副市長【岡部一邦君】 この当該地区の地権者から突然に示されました土地利用計画は、市長も議会でご答弁申し上げましたとおり、当市においても当然認めることのできない計画であったわけでありますので、この地権者の計画を地域の皆様方の福祉に沿うような形に誘導していくという手段としては、やはり地域の皆様方が総意で、この土地利用計画についての合意形成をしていただくことが大事であるということで、さまざまな働きかけをさせていただき、サポートさせていただいた経緯がございます。そうした中で、皆様方に知恵を絞っていただいて、今回ご提案するようなまちづくりを総意でまとめていただいたわけでありますので、私どもも、当該地権者との関係も含めまして、こういった方向でまちづくりがなされますように、全面的な支援をしてまいります。

◎第4番【中島正寿君】 副市長に力強いお言葉をいただいたと思います。ぜひ、今回の件を、この問題にとどまることなく、住民と行政が協力し合って新たなまちづくりに至ったという、よい好例、モデルにさせていただきたいと、そのように強く訴えて、私からは終わりたいと思います。

◎会長【梶山 修君】 吉本委員。

◎第5番【吉本良久君】 いろいろ住民からの要請、そして、またそれを具体化していこうということで、これは私は評価をいたしたいと思います。ただ、現実論として、この土地がこのようなサービス施設地区として実際にスタートできるのかどうなのか。特に私は、今の商業の実態だとか、経済の実態だとか、それを含めると、非常に厳しいものがあるのではなかろうかと思うのですが、これらについてはどのように考えながら、この土地についての流れを考えているのか、ちょっと聞かせてもらいたい。

◎会長【梶山 修君】 西山主幹。

◎都市計画室主幹【西山 忠君】 今回の変更につきましては、多くの住民の方の発議によりまして、変更等を行ったところでございます。都市計画変更、この地区計画の変更につきましては、社会情勢、または経済状態によりまして、まちが当然変わってくるという中で、一定に、1つ決めた都市計画がそのまま生きるというのはちょっと違うのではないかと考えてございます。時代に即したものを考えていくべきだというふうに考えてございます。

その意味の中では、今回は住宅と兼用住宅を今の考え方の中で入れ込んだという形でございます。また、今回の提案の中で、店舗等を外してないということについても、先ほどご説明させていただきましたけれども、我々もそうですが、住民の方も店舗をあきらめたわけでも、否定しているわけでもございません。今後、また経済状態が変わった中では、当然の話、そういうものも可能性があるだろうと考えてございます。そのようなことから、こういう提案をさせていただいてございます。

◎第5番【吉本良久君】 まさにそのような答弁をいただきましたけれども、現実論としますと、商業者はどちらかといえば、もう撤退一途ですね。そごうにも、八王子の影響が出てくるわけでございますけれども、八王子市民が八王子でもって商品を買う、買ってくれる、これが八王子の場合には56万人の人口があるわけですから、そういう面では経済圏は相当商圈もあるわけでございますが、なかなかそれが社会情勢の中では結びついていかない。そんなことがあるので、地域としては、商店ができたときには大いにその商店を活用していただくような、1つの考え方を持って臨んでいただきたい。しかしながら、現状では、商店にしても、あらゆる事業者が進出をするというような希望が少ないわけでございますから、市側としてもある程度の覚悟をしていきませんと。

ですから、住宅なら住宅で、それでもって住宅ができて、何とかいけるよということになればいいんですが、最終的に、どうしても現状でそのまま中止するような形になって、このままの形では空地になってしまいますから、こんなことをどのように考えていかなければならないかということも、市として、こういう審議会の中をお願いをする以上は、やはりそこいらの決意もなきやいけないと思うんです。

ですから、最終的に、その土地を八王子市が買うんだというようなところまで行くかどうか、まあ、財政的なものもございしますが、そういうことはないにせよ、行政がある程度協力体勢をとっていかないと、これはなかなか。それでなくても世帯数が600世帯ぐらいですから、ほんとうはこういう地域に商店が欲しいんですよ。これから高齢化社会になりますと、なかなか出ていけないですから、そういう面では商店を大事にしていけるような体制づくりもしていかなきやいけないだろうし、やはりそれも行政がある程度は積極的に参画をしてやっていっていただきたいなと、このように考えますが、この点も含めてお答えいただきたいと思います。

◎都市計画室主幹【西山 忠君】 これはお話しさせていただきましたけれども、この審議会の中で、これが決定された後、条例等を当然変えていくわけでございますけれども、それで終

わるということではなくて、地域の方と自治会の方を中心としまして、連携を図りながら、この実現に向けて、我々も最大限の努力はしていきたいと考えてございます。

◎会長【梶山 修君】 宮瀬委員。

◎第6番【宮瀬睦夫君】 まず、地元の皆様方の合意形成ができているということで、大変敬意を表したいと思います。

これは市のほうに質問なんですが、3・4・66号線の東のほうへの延伸というのは考えているのでしょうか。

◎会長【梶山 修君】 西山主幹。

◎都市計画室主幹【西山 忠君】 こちらにつきましては、別の地区計画でも現在定まっておりますけれども、ここについては都市計画道路ということではございません。まだそれについてはされておりませんが、地区計画の中で地区施設という形のもので定まっております。ただ、こちらについては、まだ事業の内容が、東京都さんが今動いていまして、方向転換を考えているところでございます。ですので、この道路そのものについての考え方は、今のところはまだ白紙という形で考えていただいていいと思います。

◎第6番【宮瀬睦夫君】 それをなぜ聞いたかといいますと、今、吉本委員のほうから商業施設の問題がいろいろあるということで、2,000世帯ぐらいでスーパーマーケットが存続するというような状況を聞いたことがありますので、600ですとちょっと不足かなと。ただ、少なくとも地元の方々が地元で物を買うために、日用買い回り品は自分の家のすぐ近くにあったほうが望ましいわけで、もし道路の延伸があれば、それももう少し可能になるのかなという気がしたのでちょっと質問させていただきました。

それからもう一点ですけれども、この施設に建築規制をかけますけれども、グループホームなんていうのは可能なんですか。

◎会長【梶山 修君】 西山主幹。

◎都市計画室主幹【西山 忠君】 老人の方の、そういう施設だと思うんですが、現実的には、ここについては、店舗、事務所を主体とした考え方の中で、住宅、または兼用住宅というものを考えておるわけで、根本的なサービス街区というものについては変わる考えはございません。その意味では、そういうものはできないと思っております。

◎会長【梶山 修君】 宮瀬委員。

◎第6番【宮瀬睦夫君】 グループホームというのは、これから必要な施設になるんですね。明らかにあれば、アパートではありませんけれども、住宅の一種だろうというふうに考えますと、可能性があるのかなという気がします。それは特にやってほしいということではないんですけれども、1つ、なぜそういう質問をしたかといいますと、この前の審議会でも私はちょっと言ったと思うんですが、ほかの地区で幼稚園用地として認定されていたものが、かなりたってから、それが民間ということで建て売りが建ってしまったという話をしたと思うんで

すが、そういうふうには幾ら地区計画がかかっているにしても変わってしまう可能性が高いんです。

ですから、その辺をしっかりと市の行政としても、絶対にそういうのはできないんだというふうにしていただかないと、幼稚園用地としてとっていたのが、いつの間にか建て売りが10軒ぐらい建ってしまったという状況が現状ありますので、その辺はしっかりと、地区計画をかけた以上は、その目的が達成できるように努力をしていただかないと困るかなということで質問をさせていただきました。

以上でございます。

◎会長【梶山 修君】 今のは意見でいいですか。

◎第6番【宮瀬睦夫君】 意見です。

◎会長【梶山 修君】 ほかにご質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎会長【梶山 修君】 ほかにご発言もないようなので、ただいまの案件についてお諮りいたします。

表決の方法は、審議会運営基準第21の規定により挙手といたします。

諮問第7号、八王子市都市計画地区計画元八王子町二丁目地区地区計画の変更について、原案を適当なものと認める方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎会長【梶山 修君】 挙手全員であります。

よって、本案件につきましては、原案を適当なものと認める答申をすることに決定いたします。

以上で本日の審議は終了いたしました。

.....
◎会長【梶山 修君】 これをもちまして、本日の会議を閉会といたします。

[午前10時36分閉会]

八王子市都市計画審議会運営基準第 2 3 第 3 項の規定により署名押印する。

会 長

㊞

第 番

㊞

第 番

㊞